



事務連絡
令和2年6月30日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について」の一部訂正について

令和2年5月29日付け保医発0529第1号における「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

記

- 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和2年5月29日付保医発0529第1号）

(別添)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について（令和2年5月29日保医発0529第1号）

2 別添1の第2章第3部第1節D004-2に次を加える。

~~(18)~~ (15) 肺癌患者の血漿を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングによりME T e x 14遺伝子検査を行った場合は、本区分の「1」の「ロ」複雑なものの所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。

ア 本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、「1」の「ロ」処理が複雑なもののうち、(4)のアに規定する肺癌におけるME T e x 14遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定できる。

イ本検査の実施にあたっては、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書に記載すること。

ウ本検査と、肺癌の組織を検体とした「1」の「ロ」処理が複雑なもののうち、(4)のアに規定する肺癌におけるME T e x 14遺伝子検査を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

エ本検査と、肺癌の組織を検体としてME T e x 14遺伝子検査以外の検査を併せて行った場合には、「注2」の規定を適用し、本検査を含めた検査の項目数に応じた点数により算定する。